

株 主 各 位

平成 28 年 6 月 3 日

(証券コード 6641)
京都市右京区梅津高畝町 47 番地
日新電機株式会社
代表取締役社長 小畑 英明

第 158 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する 2
基本方針並びにその運用状況の概要

連結計算書類

連結注記表 9

計算書類

個別注記表 17

法令及び当社定款第 18 条の規定に基づき、上記の事項については、インターネット上の
当社ホームページ ([http:// nissin.jp](http://nissin.jp)) に掲載することにより、株主の皆様に提供して
おります。

【当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針並びにその運用状況の概要】

1. 当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制に関し、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会の決議に基づき制定した後、平成 20 年 2 月 22 日、平成 23 年 6 月 23 日、平成 26 年 5 月 9 日、平成 26 年 8 月 28 日及び平成 27 年 4 月 22 日に開催した取締役会の決議に基づき、その内容を一部追加・変更しており、現在、次のとおりであります。

会社法第 362 条第 4 項第 6 号、並びに会社法施行規則第 100 条の第 1 項及び第 3 項に規定された「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システムの構築に関する基本方針）の整備に関し、後記のとおりとする。

なお、今後とも内部統制システムの維持・向上に努めるものとし、その構築に関する基本方針を見直す場合には、取締役会の決議を取得する。

記

(1) 企業集団（当社グループ）の取締役・使用人（従業員）の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「日新電機グループ企業行動憲章」、「日新電機グループ企業行動指針」、「コンプライアンス規程」を定め、「同規程」に基づき設置しているコンプライアンス委員会は、当社グループでの法令や企業倫理の遵守を徹底するための施策を推進する。具体的には、同委員会の策定する方針のもと、上記の憲章・指針・規程や法令遵守マニュアル等の見直し、研修会の実施などを行う。

また、当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」（ＡＣＭ）を設置し、グループ全体においてコンプライアンスを一層きめ細かく深く浸透・徹底させると共に、上記の憲章・指針などの各グループ会社への適用を徹底したうえ、法令・企業行動指針等の遵守状況、企業倫理の推進状況、及び万一の法令・企業倫理違反の疑義ある行為などに係る情報の収集に努め、その情報を遅滞なく集約し、必要な対策を速やかに講じる体制とする。

併せて、当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を外部の弁護士による窓口分も含めて運営し、寄せられた情報につき、適切に調査したうえ必要な対策を速やかに講じる体制とする。

さらに、社内の各部門やグループ会社においては、国内外の規制法令等を踏まえ、法令や企業倫理の違反が起こらないよう適正な対策を講じることとする。

加えて、コンプライアンス委員会、法務担当部門、内部監査部門及びＡＣＭは、監査役と連携のうえ、そのモニタリングを行い、問題点があれば是正する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録を始め決裁書などの文書・情報に関しては、「文書管理規程」及び「企業情報管理規程」に基づき、所定の保存年限・管理方法をもって、確実・適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書・情報を閲覧できる体制とする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制とする。

その付議・報告の対象事項については、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に定めて運用するものとする。

また、当社取締役は、定期的にグループ会社との懇談会を開催し、業務執行の概況などの報告を受ける体制とする。

(4) 企業集団（当社グループ）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループの損失の原因となり得るリスクの管理を徹底し、損失の発生を未然に防止する対策を推進すると共に、万一損失に繋がる緊急事態が発生した際に迅速・適切に対応すべく、「リスク管理に関する規程」に基づき、次の体制を構築し運用しており、必要に応じ強化・拡充する。

①ビジネスリスクを含む当社グループ全体のリスクの管理及び対策を推進すべく、リスク管理委員会（リスク管理方針や対策の基本方針などを決定）を設置し、その下でビジネスリスクに関係する重要事項については常務会において対策等を審議、それ以外のリスクについては「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う。また、「リスク管理実務委員会」は、リスク管理委員会の方針のもと、当社グループ全体のリスクの整理、対策の策定、「リスク・緊急事態ごとの対応マニュアル」の整備、「緊急対策本部」の立ち上げ、事業継続計画（BCP）の策定などを行うと共に、グループ社員への教育・訓練などを推進し、内部監査部門と共に、監査役と連携したうえ、グループでのリスク管理状況などをモニタリングし、問題点があれば是正する。

②各部門長及び各グループ会社社長は、「部門リスク管理責任者」として各部門・グループ会社内でのリスク管理及び対策を推進する。また、当社グループが抱えるリスクをグループ横断的に管理する部門としてリスク毎に「リスク別主管部門」を定め、グループ横断的なリスク管理及び対策を推進する。

(5) 企業集団（当社グループ）の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに主要な国内子会社においては、取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、業務執行を行う執行役員を置く「執行役員制度」を採用する。

また、取締役、執行役員などの職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、取締役の業務分担、執行役員の業務執行範囲、職務権限規程、決裁権限規程などを整備し、適切に運用する。「執行役員制度」を採用しないグループ会社でも取締役が職務権限規程・決裁権限規程などを整備して適切に運用すると共に、当社がグループ会社の規程内容等を確認する体制とする。

また、グループ各社においては、その取締役が取締役会等を適宜開催し重要な経営事項につき十分審議して業務執行を行い、一方、当社は審議内容等を確認できる体制とする。当社においては重要な経営事項に関し、常務取締役以上及び常務執行役員以上で構成される常務会で事前に十分審議したうえ、毎月1回開催する取締役会に諮ると共に、グループ会社に関する重要事項についても付議・報告する。

さらに、業務全般において、情報セキュリティ面の一層の施策強化を図りながらIT化を推進し、職務執行の効率化を進める。

(6)当社監査役の職務を補助すべき使用人（従業員）に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を専任で置き、当該使用人の任命、人事異動、人事評価及び懲戒処分には事前に監査役会の意見を求め、その意見を最大限に尊重する。また、その使用人による監査役補助業務の遂行については監査役のみが指揮命令権を有し、取締役の指揮命令は受けないものとして独立性を堅持し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(7)取締役・使用人（従業員）、子会社の取締役・監査役・使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要な会議に出席して報告内容を確認し、関連資料を随時閲覧できる体制とする。

また、監査役・監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や懇談会を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認する。

当社グループにおける突発の法令違反行為などの当社の業務・業績に影響を与える重要な事項については、当社の取締役・使用人が適宜遅滞なく監査役に報告することを義務づけると共に、子会社に起因する場合は、その所管役員・所管部門長や当該子会社の取締役・使用人が当社監査役に報告するものとし、当社グループ会社に本報告体制を周知・徹底する。

また、監査役は各部門・子会社への監査を適宜実施し各種情報収集を行うほか、子会社の監査役と定期的に会議を行い情報の共有化を図ることに努める。

さらに、内部監査部門は業務監査結果や財務報告に係る内部統制システムの運用状況などを、また、法務担当部門はコンプライアンスを含む会社法上の内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用状況などを、それぞれ子会社に関する内容も含め当社監査役に毎月報告する。

(8) 前記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前記(1)・(7)の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に規定し、適切に運用すると共に、取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨も「同規程」に規定し、報告者が不利に取り扱われないことを確保する。

(9) 当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に必要な費用につき半期ごとに予め予算を設けると共に、監査役から会社法に基づく費用の前払い・償還等を請求された際は、当社は職務執行に必要な範囲で速やかに支払い等を行う。また、監査役が必要に応じ外部の専門家に相談・確認する場合は、その費用を職務執行に必要な範囲で当社が負担する。

2. 前記 1 の運用状況の概要

第 158 期における前記 1 の基本方針の運用状況の概要については、次頁以降に記載のとおりであります。

なお、その運用状況の概要に先立ち、第 158 期（2015 年度）の第 2 四半期決算において、当社の前橋製作所における情報システムの一部に不備があったことによるたな卸資産の過大計上が判明し、過去の決算での誤謬を平成 27 年 11 月 12 日付けで訂正する事態となったことについて、お詫びいたしますと共に、次のとおり是正と再発防止策を進めていることを報告いたします。

- ・代表取締役社長を委員長とする「内部調査委員会」（委員は社外役員等 6 名）を設置し原因等の調査を進め、その調査報告書で同委員会より再発防止策として 7 施策（①対象の情報システムの是正と継続運用の是非再検討、②実地棚卸の定期的実施とチェック体制の確立、③資産管理の強化、④社員教育の徹底、⑤前橋製作所のコーポレートスタッフ部門の組織強化、⑥コーポレートスタッフ部門と事業部門との連携強化、⑦地区間の組織融合推進と社員の意識改革）の提言を受けた。
- ・その提言に従い、再発防止に向けて代表取締役社長を責任者とし各施策を実施すべき部門長で構成する「コーポレートガバナンス再構築プロジェクト」を立ち上げ、上記の 7 施策ごとの分科会により、取組方針、具体的施策内容、スケジュールなどを定めたうえ、本件に関する是正と再発防止の施策に取り組んでいる。
- ・その施策の進捗状況について当社の取締役会で定期的に報告している。また、当社の内部統制評価部門である業務監査室は、平成 28 年 3 月 31 日時点において対象の情報システムの是正完了、実地棚卸の定期的実施とチェックの体制確立、必要な組織改正や社内規則改正の実施などを確認し、当社の常務会に報告している。

<前記 1 の基本方針の 2015 年度における運用状況の概要>

(1) 当社グループの取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を 4 回開催し、同委員会の決議に基づき、各種コンプライアンス施策を実施した。
- ②全国の事業所、支社、支店、子会社等へ「国内グループ社員向けコンプライアンス研修会」を開催した。
- ③弁護士を講師として、当社の役員・執行役員へ「役員コンプライアンス研修会」を実施した。
- ④公共関係の営業社員等へ「コンプライアンス懇談会」を開催した。
- ⑤内部通報制度の「ヘルプラインデスク」（社内的一般ライン・女性担当ラインと社外弁護士ライン）に計 16 件の相談あり対応した。新たに 4 本目のラインとして当社の社外役員への通報ラインを設置した。
- ⑥国内エリア・コンプライアンス・マネージャー（ACM）体制に加え、海外子会社にも ACM 体制を構築し、担当エリアでのコンプライアンス状況につき確認（2 回／年）し、連絡された問題点を是正すべく、当該 ACM と法務室が連携して対応している。
- ⑦「社会規範・経営理念」及び 7 法律（独占禁止法・下請法・贈収賄関連・建設業法・労働関連・労働安全衛生法・環境関連）につき、重点的に各遵法推進主部門を中心にコンプライアンス施策を進めている。
- ⑧啓発活動として社内報へコンプライアンス関連記事を掲載し、また、毎月イントラネットにコンプライアンス・メッセージを掲載し全社に通知した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ①「情報セキュリティ管理規程」・「情報セキュリティ管理要則」を一部改定し電子情報のセキュリティ強化を図った。
- ②企業機密管理を強化すべく、「機密情報管理委員会」を新たに設置したうえ、「企業情報管理規程」の改定検討、重要ノウハウ（技術等）の選定、秘密保持誓約書の拡充などを推進している。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制を採っており、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に基づき必要事項は当社の取締役会・常務会等に付議・報告されている。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を 1 回、その下部組織である「リスク管理実務委員会」を 4 回、それぞれ開催した。

- ②事業継続計画（BCP）マニュアルを見直し、その見直し結果に基づき災害時の帰宅困難者への事業所構内宿泊基準を策定するなど各種施策を実施した。
- ③国内グループ会社の従業員を対象に「安否連絡網」のテストを4回実施した。

(5) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社と主要な国内子会社では「執行役員制度」を採用している。
- ②「取締役会・常務会」については、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要な経営事項について月2回の常務会で事前に十分審議している。
- ③全海外子会社の重要な10規則（定款、決裁権限規則、職務権限規則など）の日本語版を作成し、各子会社の日本人駐在員へ配布した。今後、現地の法令改正に伴い修正が必要な場合は海外子会社に修正を実施させる。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性
及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助する従業員として監査役室長1名を専任で配置している。
- ②監査役室長は監査役の指揮命令による業務のみを遂行し、取締役などの執行部からは独立した体制としている。
- ③監査役室長の人事評価等については、事前に監査役の意見を求めて、その意見を尊重した評価を実施している。

(7) 取締役・従業員、子会社の取締役・監査役・従業員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

- ①監査役は取締役会や重要会議（常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など）に出席しているほか、関連資料を適宜閲覧している。
- ②監査役・監査役会は、社長と定期的に懇談会等を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認している。
- ③当社の業務・業績に影響を与える重要事項については、取締役・従業員は適宜遅滞なく監査役に報告している。
- ④監査役は、ほぼ監査計画どおりに各部門・子会社への往査を実施しており、その往査により各部門・子会社の課題・問題点の把握に努めている。また、子会社の監査役とは定期的に会議を行い情報の共有化を図っている。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内規則の「コンプライアンス規程」に、前記2(1)⑤の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けない旨の規定のほか、新たに「当社や子会社の取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない」旨を規定し、イントラネッ

ト上で通知し周知させた。

(9) 当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が
実効的に行われることを確保するための体制

監査役の必要経費は、半期ごとに予め予算を設けたうえ予算管理を行っている。その他
監査活動等により発生した費用は全て会社が負担している。

以 上

連 結 注 記 表

(平成27年 4 月 1 日から)
(平成28年 3 月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社名

日新イオン機器株式会社
株式会社NHVコーポレーション
日本アイ・ティ・エフ株式会社
株式会社日新システムズ
日新電機タイ株式会社
日亜電機股份有限公司
日新電機（無錫）有限公司
北京宏達日新電機有限公司
日新（無錫）機電有限公司
日新電機ベトナム有限会社
日新意旺高科技（揚州）有限公司
日新馳威輻照技術（上海）有限公司

連結子会社であった日新恒通電気有限公司は、当連結会計年度において当社が保有する出資持分の全てを譲渡したため連結子会社でなくなりました。

非連結子会社〔テクノパワー株式会社・日新ハートフルフレンド株式会社〕については、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はありません。

持分法を適用していない関連会社（株式会社オーランドなど計3社）及び非連結子会社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

(3) 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

ii. その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

i. 商品及び製品・仕掛品……………主として個別法

ii. 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、在外連結子会社は定額法を採用しております。

3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び一部の連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 環境対策引当金

当社は、保管するP C B廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社及び国内連結子会社は、請負工事に係る収益の計上基準に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④ 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度を適用しております。

⑥ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

② 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

③ 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度において、連結計算書類の損益及び資本剰余金に与える影響額は軽微であります。

(5) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」（前連結会計年度1,206百万円）は金額の重要性が増したため区分掲記しております。

前連結会計年度において固定資産の「その他」に含めていた「繰延税金資産」（前連結会計年度466百万円）は金額の重要性が増したため区分掲記しております。

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めていた「前受金」（前連結会計年度4,809百万円）は金額の重要性が増したため区分掲記しております。

(6) 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、たな卸資産が過大計上されていることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。また、過年度において重要性の観点から修正を行わなかった事項も修正を行っております。

その結果、期首の利益剰余金を872百万円、為替換算調整勘定を13百万円それぞれ減額しております。

(7) 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（但し、平成28年4月1日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものは30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が276百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が207百万円、その他有価証券評価差額金額が43百万円、退職給付に係る調整累計額が112百万円それぞれ増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 51,080百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高 56百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用

関係会社の事業環境の急激な悪化に対応し、事業構造の抜本的な見直しに伴う損失を計上しております。内容はたな卸資産評価減565百万円、減損損失62百万円、退職者に対する経済補償金39百万円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式	107,832,445株
------	--------------

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

平成27年6月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	748百万円
1株当たりの配当額	7円00銭
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

平成27年11月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	748百万円
1株当たりの配当額	7円00銭
基準日	平成27年9月30日
効力発生日	平成27年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,175百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	11円00銭
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月23日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業運営に必要な設備資金や運転資金等をキャッシュ・フロー計画に基づき、銀行借入や、住友電気工業株式会社グループのキャッシュマネージメントシステム（CMS）により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。また、外貨建営業債権の為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引先企業との長期的な取引関係の維持強化等のために保有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握し、継続保有の必要性を見直しております。

営業債務である買掛金の一部には外貨建のものがあり、その為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資や運転資金に必要な資金の調達を目的としたものです。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	23,854	23,854	—
②受取手形及び売掛金	47,846	47,846	—
③電子記録債権	1,907	1,907	—
④有価証券及び投資有価証券	5,376	5,376	—
資 産 計	78,985	78,985	—
①支払手形及び買掛金	22,239	22,239	—
②短期借入金	2,126	2,126	—
負 債 計	24,365	24,365	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金・②受取手形及び売掛金・③電子記録債権

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④有価証券及び投資有価証券

有価証券はMMFであり短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

①支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は1年以内で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

短期借入金は1年以内に弁済期限が到来するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額277百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	726円38銭
---------------	---------

(2) 1株当たり当期純利益	79円77銭
----------------	--------

個 別 注 記 表

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- i. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ii. 関係会社株式及び出資金……………移動平均法による原価法
- iii. その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- i. 製品・仕掛品……………個別法
- ii. 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

③ 環境対策引当金

保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

(4) 収益の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

③ 連結納税制度を適用しております。

④ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において固定負債に区分掲記していた「関係会社整理損失引当金」(当事業年度19百万円)は金額の重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。

(7) 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、たな卸資産が過大計上されていることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。

その結果、期首の利益剰余金を730百万円減額しております。

(8) 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものは30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が85百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が128百万円、その他有価証券評価差額金額が43百万円それぞれ増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 34,666百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	金銭債権	5,525百万円
	金銭債務	11,273百万円

(3) 保証債務

関係会社の取引金融機関等からの借入に対し、債務保証等を行っております。

債務保証	5,108百万円
保証予約	1,091百万円
経営指導念書	1,305百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	2,252百万円
仕入高	3,802百万円
営業取引以外の取引高	3,934百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	957,657株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式・出資金評価損	1,378百万円
退職給付引当金	775百万円
未払賞与	708百万円
環境対策引当金	662百万円
退職給付信託	503百万円
たな卸資産評価損	293百万円
関係会社整理損等	271百万円
減価償却費	247百万円
売上原価	204百万円
その他	1,201百万円
繰延税金資産小計	6,248百万円
評価性引当額	△2,389百万円
繰延税金資産合計	3,858百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	993百万円
その他有価証券評価差額金	818百万円
固定資産圧縮積立金	243百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	2,063百万円
繰延税金資産の純額	1,795百万円

6. 関連当事者に関する注記

関連当事者との取引
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額
子会社	日新電機 (無錫) 有限公司	直接 90.0%	債務保証等、部品 等の購入・販売	債務保証	3,991
				経営指導念書	643
	日新電機 タイ株式会社	直接 99.6%	債務保証等、部品 等の購入・販売	債務保証	11
				保証予約	1,091
				経営指導念書	98
	日新高技 電機（東莞） 有限公司	直接 100.0%	—	増資の引受	1,104

- (注) 1. 金融機関等からの借入に対し、債務保証、保証予約及び経営指導念書の差入を行っております。
2. 日新高技電機（東莞）有限公司は、清算手続中であります。
また、増資の引受は、日新高技電機（東莞）有限公司が行った増資を全額引き受けたものであります。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 567円70銭
- (2) 1 株当たり当期純利益 60円06銭

以 上